

食品等事業者のみなさまへ

営業届出制度が創設されました！

■HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在を把握するため、届出制度が創設されました。

○営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、届出不要対象者(※)を除き、届出をする必要があります。

○許可とは異なり、施設基準はありません。

○更新の必要はありませんが、届出内容に変更が生じた場合や廃業した場合には、届出をしてください。

■届出内容

- ・届出者の氏名
- ・施設の所在地・名称
- ・営業の形態
- ・主として取り扱う食品等に関する情報
- ・食品衛生責任者の氏名 など

■施行は、令和3年6月1日です。

既に営業中の事業者は、施行から6か月以内(令和3年11月30日まで)に届出をしてください。

ただし、HACCPに沿った衛生管理については、令和3年6月1日から実施が必要です。

※ 届出不要の営業は次のとおりです。

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。)
- 3 常温で長期間保存しても、食品衛生上の危害の発生のおそれのない包装食品の販売業
- 4 合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装の製造業
- 5 器具又は容器包装の輸入又は販売業

【問合せ先】福山市保健所生活衛生課 (TEL:084-928-1165)